集落周辺里山整備事業実施要領

制定：令和２年６月 16 日林第 307 号

最終改正：令和８年３月 10 日林第 897 号

集落周辺里山整備事業の実施については、集落周辺里山整備事業費交付金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第１　事業内容等

１　事業内容

県民の生活に身近な集落周辺の里山を点検・診断し、荒廃森林の再生・保全に必要な里山整備計画を策定する経費及び里山の点検・診断により必要と判断された森林整備による荒廃森林の再生・保全活動に要する経費を一般社団法人島根県森林協会（以下「森林協会」という。）が助成する。

２　助成の対象・事業の実施基準

森林協会の助成の対象となる者及び対象となる森林、事業の実施基準は次のとおりとする。なお、単年度の再生・保全活動の面積は 0.1ha 以上とする。

（１）助成対象者

集落（原則３戸以上）住民の代表者（以下「集落代表者」という。）との協定に基づき、集落周辺の里山を専門的な知見により点検・診断を行う者（以下「計画作成者」という。）、若しくは専門的な技術により再生・保全活動を行う者（以下「整備実施者」という。）とする。

（２）助成対象森林

島根県内の民有林とする。ただし、公的管理の森林及び分収林は除くものとする。

（３）実施基準

別表１のとおりとする。

第２　事業の実施

１　協定締結

（１）集落代表者は、事業実施に先立ち集落周辺里山整備事業要望書（以下「事業要望書」という。）別紙１を作成し、知事に別紙様式１により提出する。

（２）知事は、事業要望書の内容を審査し、森林協会に別紙様式２により採択情報を通知する。

（３）森林協会は、集落代表者に別紙様式３により事業実施について通知する。

（４）集落代表者は、集落周辺の里山整備の実施にあたり、計画作成者及び整備実施者と３者による協定を別紙２により締結するものとし、協定書の写しを別紙様式４により森林協会に提出する。

２　里山の点検・診断

（１）計画作成者は、協定に基づき里山を点検・診断し、森林の公益的機能回復に必要となる森林整備を提案する里山整備計画（別紙３－１，２，３）を作成し、計画の場所を所管する隠岐支庁長又は各農林水産振興センター所長又は各農林水産振興センター地域事務所長（以下「所長等」という）に別紙様式５により内容確認を依頼する。

（２）所長等は、前項（１）で依頼のあった里山整備計画について審査表（別紙４）により確認し、計画作成者に別紙様式６により適否を回答する。

（３）計画作成者は、前項（２）により適正と回答があった場合には、森林協会に別紙様式７により里山整備計画を提出するとともに助成金の交付申請を行う。不適正と回答があった場合には、内容を修正し再度所長等に内容確認を依頼する。

なお、里山整備計画を変更する必要が生じた場合には、前項（１）に準じて、所長等に変更計画の内容確認を依頼し、適正と回答があった場合に計画を変更することができるものとする。

（４）森林協会は、前項（３）の交付申請書を受理した場合、第２の４の（１）に基づき助成金額を査定し、別紙様式 13 により計画作成者に交付決定の通知を行い、助成金を支払うものとする。

（５）森林協会は、前項（４）により受理した里山整備計画に基づく里山の再生・保全の実施について別紙様式８により集落代表者に通知する。なお、計画２年目以降の里山の再生・保全の実施について別紙様式９により集落代表者に通知する。

３　里山の再生・保全

（１）整備実施者は、協定及び里山整備計画に基づき里山の再生・保全を行い、整備が完了したときは、森林協会に別紙様式 10 により実施状況の確認を依頼する。

（２）森林協会は、前項（１）で依頼のあった里山について確認表（別紙５）により確認し、整備実施者に別紙様式 11 により適否を回答する。

（３）整備実施者は、前項（２）により適正と回答があった場合には、森林協会に別紙様式 12 により助成金の交付申請を行う。不適正と回答があった場合には、修正整備を行い再度森林協会に実施状況の確認を依頼する。

（４）森林協会は、前項（３）の交付申請書を受理した場合、第２の４の（２）に基づき助成金額を査定し、別紙様式 13 により整備実施者に交付決定の通知を行い、助成金を支払うものとする。

４　助成金額の査定

（１）里山の点検・診断に係る助成金額は、知事が別に定める助成単価による。

（２）里山の再生・保全に係る助成金額は、整備内容毎の実施面積に知事が別に定める整備内容毎の助成単価を乗じて求める。なお、助成単価に定めのない整備内容については、整備実施者からの見積書により助成金額を設定することができる。ただし、１集落あたりの助成金額は知事が別に定める金額の範囲内とする。

５　交付金の実績報告

（１）森林協会は、事業が完了したときは、助成金支出一覧（別紙６）、施行地一覧（別紙７）を整理のうえ、要綱第６条に規定する実績報告に添付する。

（２）森林協会は、事業完了後、里山整備計画及び協定書（写）、竣工図面、竣工写真を知事に提出する。

第３　森林協会の事務

（１）森林協会は第２の事業実施に必要な事務費を交付対象とすることができる。

（２）交付対象とする経費は、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

第４　県内事業者の受注機会確保

１　集落代表者及び森林協会は、事業の実施に当たり、県内に事務所又は事業所を有する中小企業者に発注するよう努めること。

第５　事業実施後の管理

１　集落住民は、事業実施後、里山整備計画に基づき、事業地の管理を行わなければならない。

２　知事は、第２の５の（２）により受理した資料を確認し、その実績について集落周辺里山整備事業施行地管理台帳（別紙８）（以下「管理台帳」という。）に整理する。

３　集落代表者は、事業実施の翌年から５年間集落周辺里山整備事業管理状況報告書（別紙様式 14）を３月３１日までに森林協会に提出するものとする。

４　森林協会は集落周辺里山整備事業管理状況報告書（別紙様式 14）を取りまとめ、知事に提出するものとする。

５　知事は、施行地が里山整備計画に基づき適正に管理されていないと判断されるときは、集落代表者に対し、管理の実施を指導するものとする。

（附則）

１　この要領は、令和２年７月１日から施行する。

２　この要領は、令和３年５月 17 日から施行する。

３　この要領は、令和３年６月 18 日から施行する。

４　この要領は、令和３年 10 月 15 日から施行する。

５　この要領は、令和４年４月 18 日から施行する。

６　この要領は、令和４年５月 23 日から施行する。

７　この要領は、令和５年１月 31 日から施行する。

８　この要領は、令和５年５月 31 日から施行する。

９　この要領は、令和６年５月 28 日から施行する。

10　この要領は、令和８年３月 10 日から施行する。

別表１

事業細目	事業の内容	実施基準
里山の点検･診断	集落周辺の里山を点検･診断し、手入れ不足・気象害・病虫害・鳥獣害などにより公益的機能が低下した荒廃森林の再生･保全に必要な里山整備計画を策定する経費	1　森林の公益的機能の回復を目的とし、主に水源かん養機能、土砂流出防止機能回復の観点から技術的な診断を行うこと。 2　被害森林においては再度の被害を受けないよう多角的な観点から森林施業を提案すること。 3　事業終了後の継続的な森林保全作業は集落住民、森林ボランティア等が実施できるように配慮すること。 4　施業の提案にあたっては集落住民の合意を得ること。
里山の再生･保全	里山の点検･診断により必要と判断された森林整備による荒廃森林の再生・保全に要する経費（不要木竹の伐採、伐採木の搬出、植栽、作業道開設、鳥獣被害対策など）	1　里山整備計画に示す整備量を満たすこと。
事務費	上記の助成金支出に必要な事務経費及び事業実施の調整に必要な経費	

別紙１

集落周辺里山整備事業要望書

代 表 者 名：
住　　所：
連　絡　先：

１．集落の概要

（１）場所

（２）保全対象

・住宅　　戸

・以下のうち該当する項目に○

学校　／　病院　／　福祉施設　／　公民館　／　公道　／　その他（　　）

（※事業実施により保全される住宅・施設について記載すること。）

２．里山の概要

（１）林況　　（単位：ha）

樹　種	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	ザ　ツ	竹　林	合　計
面　積						

（２）荒廃状況

・荒廃林の区分について以下のうち該当する項目に○

過密林　／　荒廃竹林　／　被災林　／　その他（　　）

・低下している里山の機能について以下のうち該当する項目に○

水源かん養機能　／　土砂災害防止機能　／　野生動物との緩衝帯機能　／

その他（　　）

・荒廃状況について

３．里山の再生・保全の要望

（１）再生・保全の森林施業の要望

（※整備の方向性等集落の要望を記載すること）

（２）森林施業の内容

森林施業の内容	要望項目 （該当する項目に〇）
不要木伐採（間伐）	
除伐（主林木以外の不要木、不良木の除去）	
伐採木の搬出	
植栽	
・竹林の駆除・林相転換（竹林伐採・植栽）	
・樹種転換（伐採・植栽）	
竹の伐採・整理	
作業道開設	
鳥獣被害防止対策	
・低木・灌木伐採整理（緩衝帯整備）	
・食害防止保護筒設置	
・忌避剤散布	
その他（　　）	

４．整備後の保全活動の方法

※図面（対象の里山と集落の位置が分かるもの）を添付

※施業図（希望する施業内容をおおまかに記載したもの）を添付

※写真（保全対象と里山の関係が分かるもの２～３枚、里山の荒廃状況が分かるもの２～３枚）を添付

別紙２

集落周辺里山整備協定書

（協定の目的）

第１条　集落代表者（以下、「甲」という。）と[計画作成者]（以下、「乙」という。）と[整備実施者]（以下、「丙」という。）は、第３条に掲げる森林において、三者共通理解と協力のもとに水資源のかん養、県土保全、緑の景観など私たちの安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を十分に発揮させるための森林整備を行い、保全することを目的にこの協定を締結する。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

（対象とする森林）

第３条　この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（記載例）　〇〇市〇〇町〇〇の集落周辺の里山
別に作成する里山整備計画の２に掲げる森林

（里山の点検・診断）

第４条　乙は対象森林の点検・診断を行い、第１条の目的のための公益的機能回復に必要となる森林整備を提案する里山整備計画を作成する。また、里山整備計画の作成にあたっては、甲は乙に協力しなければならない。

なお、作成又は変更した里山整備計画書は甲、乙及び丙が所有することとし、乙は甲及び丙に対して計画内容の十分な説明を行い、関係者間で整備内容等に誤解が生じないよう努める。

２　前項の里山整備計画作成に要する経費は、集落周辺里山整備事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく一般社団法人島根県森林協会（以下「森林協会」という。）の助成金を活用することとし、助成金の請求及び受領は乙が行うこととする。

（里山の再生・保全）

第５条　丙は第１条の目的のため里山整備計画に基づく森林整備を行うものとする。ただし、森林整備の実施にあたっては、甲は丙に協力しなければならない。

２　前項の森林整備に要する経費は、要領に基づく森林協会の助成金を活用することとし、助成金の請求及び受領は丙が行うこととする。

（災害等による損害）

第６条　この協定の対象森林における火災、天災、その他乙と丙の責に帰し得ない事由によって生じた損害及び第三者に生じた損害について、乙と丙はその責任を負わないものとする。

（協定の失効等）

第７条　甲、乙又は丙がこの協定に反したときは、この協定の効力を失うものとする。

２　次の各号に掲げるときは、甲乙丙協議の上、この協定の効力の失効又は変更を定めることができるものとする。

（１）　対象森林の全部または一部が、公用、公共用または公益事業用に供されるとき

（２） 対象森林の全部または一部が、火災、天災、その他甲又は乙、丙の責に帰し得ない事由によって消滅したとき

（協定の失効に伴う措置）

第８条　前条による協定の失効があった場合に、乙又は丙に森林協会が助成した費用相当額について、森林協会は要領に基づく措置を講ずることができるものとする。

（協力と努力）

第９条　甲と乙と丙は、この協定の期間が終了した後も、協力して第１条の目的が継続されるよう努めるものとする。

（疑義の決定）

第 10 条　この協定に疑義あるとき及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙と丙の協議により定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書を三通作成し、甲と乙と丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　[集落代表者]
住所　　氏　　名　　印

乙　[計画作成者]
住所　　氏　　名　　印

丙　[整備実施者]
住所　　氏　　名　　印

別紙３－１

里山整備計画

１．計画の名称
　　○○集落周辺里山整備計画

２．計画の場所
　　○○市○○町○○の集落周辺の里山

番号	所在地	樹種	面積(ha)

３．保全対象
　　公共施設○施設、住宅○戸、その他（○○○○）

４．里山整備計画期間
　　令和　　年度　～　令和　　年度

５．里山の点検・診断結果
　（荒廃の範囲や保全対象への影響など）

６．里山の再生・保全計画
　　別紙のとおり

７．里山整備後の管理方法

※「２．計画の場所」に係る承諾書（別紙３－２）及び誓約書（別紙３－３）を添付すること。

（別紙）

６．里山の再生・保全計画

（１）総括表　　（千円）

区　分	令和○年度			令和○年度			合計	
	事業量	単価	事業費	事業量	単価	事業費	事業量	事業費
不要木伐採								
伐採木の搬出								
竹林伐採								
植　栽								
作業道開設	m			m			m	
鳥獣被害 防止対策								
その他 （　　）								
合　計								

※１　森林施業図に区域を示し、仕様書に添付すること

※２　助成単価に定めのない整備内容については、整備実施者からの見積書により助成金額を設定することができる。なお、見積もりで計上できる間接費（現場監督費、社会保険料等）の上限は、直接費の３９％以内とする。また、計上する事業費に消費税は含まない。

（２）森林整備仕様（各年度の作業仕様を記載）

区　分	仕様内容
不要木伐採	伐採木の樹種【　　】 伐採の方法　【　　】 伐採の本数率【　　％】
伐採木の搬出	搬出対象樹種【　　】 搬出材積　【　　㎥】 搬出先　【　　】
竹林伐採	竹の種類　【　　】　再発生時の管理方法【　　】 成立本数　【　　本/100㎡】 伐採の方法　【　　】
植　栽	植栽樹種・総本数【　　本】　植栽本数【　　本/ha】 【　　本】 【　　本】
作業道開設	幅員　【　　m】 延長　【　　m】
鳥獣被害 防止対策	対策の内容　【　　】 実施後の管理方法　【　　】
その他 （　　）	

別紙３－２（承諾書様式）

事業実施承諾書

集落周辺里山整備事業の対象森林

市・郡	町・村	大字	字	地　番

上記土地に対し集落周辺里山整備事業のため下記条項により使用することを承諾します。

令和　　年　　月　　日

土地所有者　　住所　　番地
（権利者）
氏名　　印

（一社）島根県森林協会会長　殿

１．集落住民が行う事業遂行上必要な土地の形質の変更、立木竹の伐採並びに鳥獣被害防止施設の設置に異議のないこと。
２．事業完了後の対象森林の管理を集落住民が行うこと。
３．事業に必要となる対象森林の調査等（測量、実地調査、標識設置及びこれらのための立木等の伐採）を行うときは、これを認めること。
４．森林保険に加入し、同保険金の支払いを受けた場合は、同保険金を利用して損害の復旧を検討すること。
５．所有権、地上権その他土地に対する権利を譲渡する場合は前各号の事項を売渡し又は譲受人に承諾させること。
６．事業完了年度の翌年度から起算して、５年以内に次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ県にその旨を届け出るとともに、承認を受けた上で実施すること。
（１）事業施行地の森林以外への用途への転用（事業施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、この事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む）を行う行為
（２）事業施行地の立木、及び事業で間伐した立竹の全面伐採除去を行う行為

別紙３－３（誓約書様式）

事業実施誓約書

集落周辺里山整備事業の対象森林

市・郡	町・村	大字	字	地　番

上記土地に対し下記条項により集落周辺里山整備事業を実施することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

集落代表者　　住所　　番地

氏名　　印

（一社）島根県森林協会会長　殿

１．事業完了後、土地所有者とともに施行地を適正に管理すること。

２．事業完了年度の翌年度から起算して、５年以内に森林所有者が次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ県にその旨を届け出させるとともに、承認を受けた上で実施させること。

（１）事業施行地の森林以外への用途への転用（事業施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、この事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む）を行う行為

（２）事業施行地の立木、及び事業で間伐した立竹の全面伐採除去を行う行為

３．助成金に係る法令、補助金等交付規則、交付金交付要綱、実施要領その他関連通知に従うこと。

別紙４

○○集落周辺里山整備計画審査表

区　分	内　　容	適否
荒廃林調査	森林荒廃の状況が確認できる	
	保全対象に影響のある範囲の森林が十分調査されているか	
	写真や図面から森林整備の必要性が認められるか	
森林整備計画	公益的機能を回復するための目標林型が設定されているか	
	整備実施者との調整が図られているか （整備実施者の見積書等を添付）	
	対象範囲や事業費は計画期間内に実施できる内容になっているか	
	伐採木竹・伐採木の処理方法が計画されているか	
	植栽は生育が十分見込まれる樹種･本数になっているか	
	作業道は施業に配慮し､必要最小限の延長で計画されているか	
	鳥獣被害防止対策の内容は被害防止効果が得られる計画になっているか	
	集落住民等による施行地の管理に配慮した整備内容になっているか	
その他	保安林の伐採許可申請など必要な手続きが取られているか	

総合評価	特記事項
適・不適	

別紙５

○○集落周辺里山整備計画に基づく再生・保全の実施状況確認表

区　分	内　　容	適否
里山整備計画	里山整備の対象とした範囲の再生･保全が実施されているか	
	集落住民等による施行地の管理に配慮した整備が行われているか	
不要木竹伐採	計画された本数率で伐採されているか	
	計画された伐採木や竹の処理が行われているか	
植栽	計画された樹種・本数が植栽されているか	
	植栽木は活着しているか	
作業道開設	計画された作業道の幅員・延長で整備されているか	
鳥獣被害防止対策	鳥獣被害防止対策が適切に設置されているか	
その他	整備実施者の見積による作業が適切に実施されているか	

総合評価	特記事項
適・不適	

別紙６

○○年度集落周辺里山整備事業助成金支出一覧

１．里山の点検・診断

集落名	支出先	支出金額（円）
合　計		

２．里山の再生・保全

集落名	支出先	支出金額（円）
合　計		

別紙７

○○年度集落周辺里山整備事業施行地一覧

番号	場所	年度	整備内容	事業量	里山整備計画名	集落代表者	計画作成者（作成年度）	整備実施者	施行地の管理方法

別紙８

集落周辺里山整備事業施行地管理台帳

番号	場所	年度	整備内容	事業量	里山整備計画名	集落代表者	計画作成者（作成年度）	整備実施者	施行地の管理方法

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

島根県知事　　様

（集落代表者）

集落周辺里山整備事業要望の提出について

集落周辺里山整備事業実施要領第２の１の（１）の規定に基づき、集落周辺里山整備事業要望書等必要書類を提出します。

記

１．集落周辺里山整備事業要望書
　　別紙１のとおり

別紙様式２

第　　号
令和　　年　　月　　日

（一社）島根県森林協会会長　様

島根県知事　　印

令和　　年度集落周辺里山整備事業の採択について

令和　　年度集落周辺里山整備事業の採択について、集落周辺里山整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）第２の１の（２）の規定に基づき、下記のとおり通知します。

つきましては、実施要領第２の１の（３）の規定に基づき、集落代表者へ事業実施について通知してください。

記

１　事業の内容及び経費の配分

区分	事業箇所	事業費（円）	備考
里山の点検・診断			
里山の再生・保全			
事　　務　　費			

２　施行予定地
別紙のとおり

別紙様式３

令和　　年　　月　　日

（集落代表者）　様

（一社）島根県森林協会
代表者の職及び氏名

集落周辺里山整備事業の実施について

令和　　年　　月　　日付けで提出のあった集落周辺里山整備事業要望書について、集落周辺里山整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）第２の１の（２）の規定に基づき、事業実施が承認されました。

つきましては、実施要領第２の１の（４）の規定に基づく３者協定を計画作成者及び整備実施者と締結し、協定書の写しを提出してください。

別紙様式４

令和　　年　　月　　日

（一社）島根県森林協会会長　様

（集落代表者）

集落周辺里山整備協定書の提出について

集落周辺里山整備事業実施要領第２の１の（４）の規定に基づき、集落周辺里山整備協定書を締結したので提出します。

記

１．集落周辺里山整備協定書

別紙のとおり

※集落周辺里山整備協定書（写し）を添付

別紙様式５

令和　　年　　月　　日

（隠　岐　支　庁　長
各農林水産振興センター所長
各農林水産振興センター地域事務所長）様

（計画作成者）
住所
団体名
代表者の職及び氏名

里山整備計画の内容確認について（依頼）

集落周辺里山整備事業実施要領第２の２の（１）の規定に基づき、里山整備計画を作成したので、内容の確認をお願いします。

記

１．計画の名称

２．計画の場所

３．里山整備計画
別紙３－１のとおり

４．事業実施承諾書
別紙３－２のとおり

５．事業実施誓約書
別紙３－３のとおり

別紙様式６

番　　号
令和　　年　　月　　日

（計画作成者）
団体名
代表者の職及び氏名　　様

隠　岐　支　庁　長
各農林水産振興センター所長
各農林水産振興センター地域事務所長

里山整備計画の内容確認について（回答）

令和　　年　　月　　日付けで依頼のあったこのことについて、集落周辺里山整備事業実施要領第２の２の（２）の規定に基づき、内容を確認したので回答します。

記

１．審査結果
（　適正と認める　／　不適正な部分があるため修正し再提出すること　）

２．審査表
別紙のとおり

別紙様式７

令和　　年　　月　　日

（一社）島根県森林協会会長　様

（計画作成者）
住所
団体名
代表者の職及び氏名

集落周辺里山整備事業助成金交付申請書（点検・診断）

このことについて、集落周辺里山整備事業実施要領第２の２の（３）の規定に基づき、助成金　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

１．事業箇所

２．里山整備計画
別紙のとおり

３．審査表
別紙のとおり

４．振込先

金融機関名	
支　店　名	
預金種別	
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	
住　　所	

別紙様式８

令和　　年　　月　　日

（集落代表者）　様

（一社）島根県森林協会会長
代表者の職及び氏名

里山整備計画に基づく里山の再生・保全の実施について（通知）

このことについて、令和　　年　　月　　日付けで（計画作成者）より提出のあった里山整備計画について受理したので、同計画に基づき里山の再生・保全を実施してください。

別紙様式９

令和　　年　　月　　日

（集落代表者）　様

（一社）島根県森林協会会長
代表者の職及び氏名

里山整備計画に基づく里山の再生・保全の実施について（通知）

このことについて、令和　　年　　月　　日付けで（計画作成者）より提出のあった里山整備計画に基づいて、里山の再生・保全を実施してください。

別紙様式 10

令和　　年　　月　　日

（一社）島根県森林協会会長　様

（整備実施者）
住所
団体名
代表者の職及び氏名

里山の再生・保全の実施状況確認について（依頼）

集落周辺里山整備事業実施要領第２の３の（１）の規定に基づき、里山の再生・保全が完了したので、実施状況の確認をお願いします。

記

１．計画の名称

２．計画の場所

３．里山整備計画
別紙のとおり

４．竣工図面
別添のとおり

５．施工写真
別添のとおり
※整備内容毎に実施前、実施後の写真を添付

別紙様式 11

番　　号
令和　　年　　月　　日

（整備実施者）
団体名
代表者の職及び氏名　　様

（一社）島根県森林協会会長
代表者の職及び氏名

里山の再生・保全の実施状況確認について（回答）

令和　　年　　月　　日付けで依頼のあったこのことについて、集落周辺里山整備事業実施要領第２の３の（２）の規定に基づき、実施状況を確認したので回答します。

記

１．確認結果
（　適正と認める　／　不適正な部分があるため修正整備を行うこと　）

２．確認表
別紙のとおり

別紙様式 12

令和　　年　　月　　日

（一社）島根県森林協会会長　様

（整備実施者）
住所
団体名
代表者の職及び氏名

集落周辺里山整備事業助成金交付申請書（再生・保全）

このことについて、集落周辺里山整備事業実施要領第２の３の（３）の規定に基づき、助成金　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

１．事業箇所

２．助成金計算書
別紙様式 12-2 のとおり

３．確認表
別紙のとおり

４．振込先

金融機関名	
支　店　名	
預金種別	
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	
住　　所	

別紙様式 12-2

助成金計算書

整備内容	事業量	単価 （円）	助成金額 （円）	備考 （見積書の有無等）
合計	―	―		―

別紙様式 13

令和　　年　　月　　日

（助成金交付申請者）　様

（一社）島根県森林協会会長
代表者の職及び氏名　　印

集落周辺里山整備事業助成金の交付決定について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった集落周辺里山整備事業助成金について、下記のとおり交付を決定します。

記

１．事業箇所

２．助成金交付決定額　　金　　円

別紙様式 14

令和　　年　　月　　日

（一社）島根県森林協会会長　　様

代表者名
住　　所
連 絡 先

令和　　年度　集落周辺里山整備事業管理状況報告書

集落名	
計画の場所	
事業採択年度	令和　　年度
里山整備計画期間	（令和　　年度～令和　　年度）
事業地の管理状況	過去採択され下記(1)～(6)の森林整備を実施した事業地における、里山整備計画期間後の管理状況について、該当するものにチェックすること。また管理内容等について記載すること。 （１）植栽 □里山整備計画期間内に実施した森林整備に該当なし □管理を実施 実 施 日： 管理内容： 参加人数： □その他（　　） （２）除伐 □里山整備計画期間内に実施した森林整備に該当なし □管理を実施 実 施 日： 管理内容： 参加人数： □その他（　　） （３）不要木の伐採 □里山整備計画期間内に実施した森林整備に該当なし

	□管理を実施 実 施 日： 管理内容： 参加人数： □その他（　　） （４）竹の伐採 □里山整備計画期間内に実施した森林整備に該当なし □管理を実施 実 施 日： 管理内容： 参加人数： □その他（　　） （５）鳥獣被害防止対策 □里山整備計画期間内に実施した森林整備に該当なし □管理を実施 実 施 日： 管理内容： 参加人数： □その他（　　） （６）その他 （　　）

※管理作業後の事業地の様子が分かる写真を、森林整備の種類ごとに１～２枚程度添付すること。